

学校における不祥事根絶に向けて

千葉県教育委員会

【事例】

○教員A（27歳 男性 県立高校第1学年D組担任 5年目）

○教員B（23歳 女性 同組副担任 新任 バレー部顧問）

○男子生徒・千輝^{かずき}（16歳 第1学年D組の文化祭委員長）

○女子生徒・葉菜^{はな}（15歳 第1学年D組の文化祭委員）

○女子生徒・美咲^{みさき}（15歳 第1学年C組 葉菜の親友 バレー部）

春、教員Aと教員Bは、リーダーシップのある千輝と葉菜を中心に文化祭の準備を進めることにした。千輝と葉菜は、教員A、教員Bに対して、文化祭に向けて様々な悩みを相談し、4人は毎日のように話をするようになった。

夏、この準備を通じて親しくなった千輝と葉菜は交際を始めたが、葉菜は、千輝との関係に悩むと、文化祭の相談と称し、教員Aだけに千輝との関係を頻繁に相談するようになった。教員Aは文化祭の準備を円滑に進めるためにも、葉菜からの相談に乗っていた。教員Bはバレー部の大会が近づき忙しくしていたことから、葉菜の対応を教員Aに任せていた。

秋、葉菜が教員Aと親しくしていることが面白くない千輝は、他校の女子生徒と頻繁に連絡を取り2人で遊びに行くようになった。これを知った葉菜が「もう死にたい。」などと言いながら号泣したため、不憫に感じた教員Aは自身の携帯電話番号を葉菜に教え、辛くなったときは電話をするよう伝えた。葉菜は気持ちが不安定になると、電話やSNSで教員Aに連絡をしてくるようになり、教員Aはこれに応じていた。

結局、葉菜と千輝は別れることになり、「今から死ぬ。」と言って夜間に電話をかけてきたことから、教員Aは葉菜の自宅近くまで自家用車で行き、車内にて自殺をしないようにと諭した。葉菜は、教員Aに対して、葉菜を抱きしめるように求め、教員Aはこれに応じた。

教員Bは、葉菜と教員Aが放課後に教室や廊下にて2人きりで至近距離で話をすることが多いと感じ、「葉菜の対応を代わりましょうか。」と声をかけたが、教員Aが「おれに任せろ。」と言ったため、まだ新任の身であることからそれ以上の口出しはしなかった。

冬、教員Aと葉菜は急速に親密となり、性交渉に至るまでに時間はかからなかった。葉菜は教員Aと親しくしていることを黙っていられず、親友の美咲に教員Aとの関係をほのめかし、美咲が部活動の顧問である教員Bに相談したことから本件が発覚した。

設問1 教員A、教員B、千輝、葉菜、美咲の行動で悪いところはあるか。

設問2 教員Aが背負うリスクはどのようなものか。

設問3 葉菜への悪影響はどのようなものか。

設問4 あなたが教員Bなら、どうしたか。

解説篇

1 設問 1

現時点での個々の価値観を確認するものです。それぞれの行為がどの程度悪いかについては、感じ方に差があるでしょう。例えば、教員Bの行動については、悪いとまでは感じない方も多いかもしれませんが、葉菜の行動を身勝手と感じる方もいるかもしれません。以下の行為をどう評価するか、話し合いを通じて、また、設問2及び設問3に取り組む中で、自身の考え方に変化があるかもしれません。

《考える視点》

- ・ B ①バレー部の指導に忙しく、葉菜の対応をAに任せたこと。
②Aが「おれに任せろ」と言ったことから、それ以上の口出しはしなかったこと。
- ・ 千輝 他の女子生徒と頻繁に連絡を取り、2人で遊びに行くようになったこと。
- ・ 葉菜 ①千輝と交際しているのにAと親しくしていたこと。
②Aの前で「もう死にたい」と言いながら号泣したこと。
③「今から死ぬ」と言ってAに電話をかけたこと。
④抱きしめるようにAに求めたこと。
⑤Aとの関係を黙っていられなかったこと。
- ・ A ①葉菜からの相談に乗っていたこと。
②葉菜に携帯電話の番号を教えたこと。
③葉菜の自宅近くまで行き抱きしめたこと。
④葉菜と性交渉したこと。

2 設問 2

教員Aは葉菜と性交渉をしました。千葉県教育委員会の懲戒処分の指針では、児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は**免職**とされています。その場合、**教員免許が失効する**のは当然ですが、児童生徒との性交渉は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」で定める児童生徒性暴力等にあたるため、データベースに少なくとも40年間記録され、厳しい再授与審査で認められなければ、**教員免許が再度授与されることはありません**。

さらに、令和5年7月13日に施行された改正刑法では、**16歳未満の者と性交をした場合（ただし、13歳以上である場合は5歳差がある場合に限る。）には、相手が同意をしていたとしても不同意性交等罪の罪が成立する**ことになりました。したがって、15歳である葉菜との性交渉は、**不同意性交等罪として5年以上の懲役刑**という非常に重い刑に処せられることになります。

また、教員Aと葉菜の関係が発覚しなかった場合は、どうでしょうか。教員Aは、このことが**発覚するリスクに怯えながら教員生活を送る**ことになります。**懲戒処分には時効はありません**。葉菜や美咲が卒業し、大人になった際に、県教育委員会に相談することは、容易に想像できると思います。

3 設問3

葉菜への影響はどのようなものでしょうか。「高校生だし小学生とは違う。ある程度のことは判断できる。教員Aとの関係を楽しんでいたのではないか。抱きしめるように仕向けたりしてAを誘惑しており葉菜は被害者ではない。」等と考えませんでしたか。しかし、児童生徒性暴力の被害者に直接接する機会があれば、このような考えを持つことはなくなるでしょう。葉菜自身も、Aとの関係が倫理的に問題ないとは感じておらず、親には言えないような悪いことであり、他の先生に知られてしまったら自分やAがとんでもないことになるという自覚を持っていたはずです。自分の中で抱えきれないような深刻な問題であるからこそ、親友である美咲に相談をすることで心の安定を図っていたのでしょう。そして、Aとの関係が露見してAが免職となり、刑務所に服役することとなったならば、葉菜が自分のことを責めないはずがありません。実際に悪いのはAのみで葉菜に落ち度はありませんが、葉菜はAとの関係を後悔し、自分のことを責め、Aの人生を台無しにしたのは自分の責任だと感じることでしょう。このような深い傷は葉菜の心に一生残ることになります。

4 設問4

あなたを含む99.9%の教職員が、常日頃から非違行為がないように気持ちを引き締めて職務に精勤しているにもかかわらず、0.1%の教職員が起こす深刻な不祥事のために、世間からは非難され、本来ならば児童生徒のために使えた貴重な時間を使って研修を受けることになっています。

しかし、99.9%側の皆さんにしかできないことがあります。非違行為が発覚するきっかけは様々ですが、被害者の友人や保護者からの情報提供で発覚することもあれば、同僚からの情報提供で発覚することもあります。このまま深刻化すれば性交渉に至ったおそれが否定できないような事案で、性交渉に至る前に同僚の情報提供で発覚したということもあります。非違行為をしないように複数の同僚が目光らせ、気になることがあれば、速やかに情報提供する雰囲気が形成されていたためです。

99.9%側の圧倒的多数である皆さんが意識を統一して、できることからまず始めましょう。本設例でいえば、2人きりで何度も話をしている、本来の関係を越えて特に親しそうにしている等の危険な兆候が見られた際には、たとえ先輩の行為であっても躊躇なく管理職に相談すべきです。その行動が、児童生徒のみならず同僚職員を守ることに直結するからです。

また、仮にその懸念が杞憂であったとしても、管理職に相談をした者が責められるべきではありません。校長、教頭等の管理職は、常日頃から、児童生徒を守るためにとった行動であれば、たとえ杞憂であっても責められるものではなく、むしろ賞賛されるべきだという意識が校内で徹底されるように環境を整えなければなりません。

99.9%の教職員がこのような意識を持って対処すれば、深刻な非違行為の芽をつむことができますし、児童生徒を守ることができるからです。学校で児童生徒の尊厳を守ることができるのは、教職員であることを忘れないでください。